

2022年4月から「成年年齢が20歳から18歳に」変わります！

民法改正により、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、進学や就職で親元を離れる年頃の若者が契約トラブルに巻き込まれるなどの恐れがあります。

このため、青少年健全育成に関わる皆様におかれましては、青少年と接する様々な機会に「成年年齢引き下げ」に伴うリスクの「注意喚起」や「指導・助言」をお願いいたします。

1 民法改正の内容（出典：政府広報オンライン）

| 18歳（成年）になったらできること | 20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしの部屋を借りる など◆10年有効のパスポートを取得する◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p> | <ul style="list-style-type: none">◆飲酒をする◆喫煙をする◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う◆養子を迎える◆大型・中型自動車運転免許の取得 |

2 「成年年齢引き下げ」に伴う主な注意点

①親の同意に基づかない青少年の契約トラブル

・18歳、19歳の青年が自分名義でクレジットカードをつくれたり、労働条件が粗悪な企業と雇用関係を結んだりするなどの契約トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

②18歳・19歳の喫煙・飲酒

・「成年年齢引き下げ」後も依然として喫煙・飲酒は20歳からです。

18歳で成年を迎える青少年(2019年1月現在中学2年生以下)

にお伝えいただきたいこと

- クレジットカード等の契約に際しては、自分だけで判断せずに十分に注意すること
- 民法改正後も喫煙・飲酒については、依然として20歳未満禁止であること

※青少年について何かお困りごとがありましたら「ふらっぷ」へご相談ください。

青少年の総合相談窓口：宇都宮市青少年自立支援センター 愛称「ふらっぷ」

TEL：028-633-3715